

○古河市ホームページ広告取扱要綱

平成19年6月29日

告示第248号

改正 平成30年6月28日告示第201号

令和元年12月27日告示第303号

令和3年3月24日告示第75号

(趣旨)

第1条 この告示は、古河市広告掲載取扱要綱（平成17年告示第4号）に定めるもののほか、市が管理し、及び運営する古河市ホームページへのバナー広告（古河市ホームページ内に表示される広告画像であって、この告示の規定に基づき広告の掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。）の掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告に用いることができる画像の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 画像サイズ 縦110ピクセル及び横220ピクセルであること。
- (2) 画像形式 GIF又はJPEGであること。この場合において、動画GIF、FLASH等は、用いることができないものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 古河市ホームページに掲載することができるバナー広告（以下「広告」という。）の内容及びデザイン、リンク先ホームページの内容等は、古河市広告掲載取扱要綱第3条に規定するところによる。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる広告は、掲載することができないものとする。

(1) 次に掲げる表現を含む広告

ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン

イ アラートマーク（「警告」、「注意」等と表示するものであって、警告を発しているように見えるもの）

ウ ラジオボタン（閲覧者が選択することができるように見えるもの）

エ テキストボックス（閲覧者が入力することができるように見えるもの）

オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(2) 次に掲げる表現であることにより古河市ホームページと混同するおそれのある広告

ア 古河市ホームページと類似の色調及び字体を使用しているもの

イ 閲覧者が市の事業であると誤認しやすいもの

3 前2項に定めるもののほか、広告のデザインは、次に掲げるところにより作成するよう努めなければならない。

(1) 色調等 文字色と背景色の明度差を十分に取り、背景に模様のある画面、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取る等読みやすさに配慮したものであること。

(2) 解像度 文字、イラストレーション等についての解像度の処理を適正に処理することにより鮮明に見えるよう配慮したものであること。

(広告の掲載ページ並びに広告の位置及び枠数)

第4条 広告の掲載ページ並びに広告の位置及び枠数は、市長が指定するものとする。

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、1月を単位とする。ただし、複数月にわたって掲載することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、古河市ホームページ、広報古河等により行うものとする。

(広告掲載の申請等)

第7条 古河市ホームページへの広告掲載を希望する者（以下「申請者」という。）は、古河市ホームページ広告掲載申請書（様式第1号）に広告原稿等を添えて、直接、郵送又は電子メールにより、市長が指定する期間内に申請しなければならない。

2 広告主は、自らの責任及び負担により広告原稿を作成しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第2条及び第3条並びに古河市広告掲載取扱要綱第6条第2項及び第3項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、当該決定内容について、古河市ホームページ広告掲載決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

2 広告主は、広告掲載料を市長の指定する期日までに、原則として一括前納しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止することができる。この場合において、既に納入された広告掲載料の返還その他広告主に対して一切の補償を行わないものとする。

(1) 指定する期日までに広告掲載料が納入されないとき。

(2) 広告主、広告の内容又はリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの告示若しくは古河市広告掲載取扱要綱に抵触するものであるとき。

(3) その他、古河市ホームページへの広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は広告掲載を中止したときは、広告主に取消し又は中止の理由を付した書面により通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第11条 広告主は、自己の都合により、古河市ホームページへの広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 既に納入された広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を停止したときは、当該停止期間について日割計算により返還する。

2 前項ただし書の規定は、庁舎若しくはサーバーの保守等のために必要な古河市ホームページ休止期間、火災、地震、水害、落雷等の天災又は悪意を持つ第三者による不正接続等により停止した場合については、適用しない。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、広告及び広告主が指定した広告のリンク先のホームページの内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、閲覧者から広告に関連して損害を被ったという請求等がなされた場合においては、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告のリンク先のホームページについて、利用しやすさに配慮したページとなるよう努めなければならない。

(広告原稿等の変更)

第14条 広告主は、1月を単位として広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告原稿又はリンク先ページアドレスを変更しようとするときは、古河市ホームページ広告掲載変更申請書(様式第3号)により市長に申請しなければならない。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第201号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市ホームページ広告取扱要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

附 則 (令和元年告示第303号) 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年告示第75号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の古河市ホームページ広告取扱要綱に規定する様式の内紙で、現に残存するものについては、当分の間、所要の補正をし、これを使用することができるものとする。

別表 (第9条関係)

広告掲載料

掲載期間	金額
1月	25,000円
3月	67,500円
6月	135,000円
12月	240,000円

備考 この表に定めのない月数の掲載期間に係る広告掲載料については、この表に定める掲載期間に応じた広告掲載料の金額を合計して算出するものとする。

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

古河市ホームページ広告掲載申請書

古河市長 宛て

申請者 住 所
社 名
氏 名

〔法人、団体等にあつては、所在地、
名称並びに代表者名及び担当者名
を記載すること。〕

電話番号

FAX番号

E-mail

古河市ホームページ広告取扱要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、申請に際して、市が法人市民税又は個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納付状況を調査することに同意します。

1 広告掲載を希望する期間

年 月から 年 月まで(月間)

2 リンク先ホームページのURL

3 添付資料

- (1) 広告原稿(画像データ)
- (2) 会社(組織)概要

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

古河市ホームページ広告掲載決定通知書

申請者

様

古河市長



年 月 日付けで申請のありました古河市ホームページへの広告掲載につきましては、次のとおり決定しましたので通知します。

(決定内容)

1 次の条件により掲載する。

(1) 広告掲載期間

年 月から 年 月まで(月間)

(2) 広告掲載料

円

(3) その他

2 次の理由により掲載しない。

(理由)

様式第3号(第14条関係)

年 月 日

古河市ホームページ広告掲載変更申請書

古河市長 宛て

申請者 住 所
氏 名

〔法人、団体等にあつては、所在地、
名称並びに代表者名及び担当者名
を記載すること。〕

電話番号

FAX番号

E-mail

古河市ホームページ広告取扱要綱第14条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

項 目	変 更 前	変 更 後
1 広告掲載を希望する期間		
2 リンク先ホームページのURL		
3 広 告 原 稿		

備考 広告原稿を変更する場合は、画像データを添付すること。